

# ポーランド週報

(2023年3月16日～2023年3月29日)

令和5年(2023年)3月31日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首のシロンスキエ県・オポルスキエ県訪問 「農民等」(PSL)、コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣の不信任決議案を提出か 憲法法廷、欧州司法裁判所(ECJ)が科す罰則に関する審理を延期 ラジヴィウ・マゾヴィエツキエ県地方長官、次期リトアニア大使へ 政党別支持率に関する世論調査 「合意」と「アグロユニオン」による新党「社会運動」の設立 「同盟」の人気の高まり 最高裁判所法改正案を巡る動向 コボスコ「ポーランド2050」副代表のインタビュー記事 ドゥダ大統領とCIA長官との会談 ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とパベル・チェコ大統領との会談 ラウ外相のベトナム訪問 モラヴィエツキ首相とクブラコフ・ウクライナ復興担当副首相兼地方・国土・インフラ発展大臣との会談 岸田総理のポーランド訪問 ラウ外相とコーヘン・イスラエル外相との会談 韓国製戦車及び自走榴弾砲の追加納入 ウィリアム英皇太子のポーランド訪問 モラヴィエツキ首相の欧州理事会参加 国際航空ショーが8月に開催予定 ポーランドと英国のウクライナ支援に関するパートナーシップ ポーランド・ルーマニア政府間協議								<b>【お願い】</b> 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> TIKTOKをめぐる動向 ロシア情報機関の協力者を更に3名拘束 ワルシャワにおける週末の公共駐車スペースの有料化に関する報道								
<b>経済</b> 穀物価格変動に対するポーランド農家の政府批判の高まり 浮体式LNGターミナル導入見通し 欧州委員会、ポーランドのガスパイプライン建設への拠出を決定 エネルギー戦略改正見通し ポーランド民間企業、大学、米企業が研究用マイクロモジュール炉建設に向けた MOC を調印								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

<p>在ポーランド日本国大使館          ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000  <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>	
---	--

政 治
内 政

トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首のシロンスキエ県・オポルスキエ県訪問【3月第3～5週】

3月3週目から5週目にかけて、トウスク「市民プラットフォーム」(PO)党首は、シロンスキエ県とオポルスキエ県を訪れ、各都市で有権者との会合を開いた。同党首は、POが政権をとった際には、カトヴィツェ市に産業省を移転すると発表し、また、女性が産休を取った後に職場復帰を望む母親に対して月額1,500ズロチの「おばあちゃん給付金」を与えると述べた。

「農民等」(PSL)、コヴァルチク副首相兼農業・農村開発大臣の不信任決議案を提出か【18日】

18日、コシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首は、コヴァルチク農業・農村開発大臣の不信任決議案を議会へ提出すると発表した。これは、安価なウクライナ産穀物の輸入に伴い、ポーランドの農業関係者たちが反発を示していることに関連している。農業が行われる地方の中小都市は「法と正義」(PiS)にとって確かに支持者の多い地域であるが、ジェニク・ガゼタ・ブラヴナ紙によれば、農村部の有権者の約1,200万人のうち、実際に農業に携わっているのはわずか10%程度であり、穀物生産を営んでいる人数はさらに少ないため、PiSの支持率には影響を与えないという。しかし、農村部ではPiSに対する警戒感が高まっており、「同盟」や「アグロユニオン」の人気が増えているという報道もある。「連帯ポーランド」のジョブロ党首(法相)も、ウクライナ産穀物に関税をかけるよう要求し、ヴォイチェホフスキ農業担当欧州委員を批判するなど、農業関係者の味方であることを示そうとしているとみられている。

憲法法廷、欧州司法裁判所(ECJ)が科す罰則に関する審理を延期【20日】

20日、憲法法廷は、欧州司法裁判所(ECJ)がポーランドに罰則を科すことができるとされているEU条約が憲法に適合しているか否かについて、再び審理を延期した。憲法法廷は、本件を扱うために11名以上の判事が揃う大法廷を開かなければならないが、プシウエンプスカ憲法法廷長官の任期を巡る内部対立のために十分な数の判事を揃えられない状況が続いている。憲法法廷は、4月27日に審査を行う予定である。

ラジヴィウ・マゾヴィエツキエ県地方長官、次期リトアニア大使へ【21日】

21日、ラジヴィウ・マゾヴィエツキエ県地方長官(voivode)は、次期リトアニア大使に指名された。これに伴い、県地方長官としての職務を終えることになるが、後任については未定である。

政党別支持率に関する世論調査【22日】

22日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRISが行った政党別支持率に関する世論調査結果を発表した。野党が個別に選挙に臨む場合は、「法と正義」(PiS):34.3%、「市民連立」(KO):26.4%、「同盟」:9%、「左派」:8.5%、「ポーランド2050」:7.9%、「農民党」(PSL) + 「ポーランド連合」(KPiP):6.2%、「わからない」:7.7%という結果が出たが、「ポーランド2050」とPSLが共同で選挙に臨む場合には、PiS:34%、KO:25.5%、「ポーランド2050」+PSL:15.3%、「左派」:9.1%、「同盟」:8.8%、「わからない」:7.3%となった。ジェチポスポリタ紙によれば、野党が個別に選挙に出る場合に下院では227議席しかとれず政権を作ることはできないが、「ポーランド2050」とPSLが連立を組めば野党は241議席を占め、政権交代が起こるかもしれないと報じた。

「合意」と「アグロユニオン」による新党「社会運動」の設立【24日】

24日、ジェチポスポリタ紙は、「合意」と「アグロユニオン」によって設立された新党「社会運動」が裁判所にて政党として登記されていたと報じた。スロカ「合意」党首とコウオジェイチャク「アグロユニオン」代表が「社会運動」共同代表に就任する予定である。春には、「社会運動」の第1回党大会が開かれる予定である。今回の新党設立は、「合意」と「アグロユニオン」を一つの政党として登記することによって、選挙では、連立会派の足切りライン8%が適用されるのを避け、単独会派の足切りライン5%に該当するようにするためであるとみられている。

「同盟」の人気の高まり【27日】

27日、ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、最近の世論調査における「同盟」の人気の高まりは、秋の議会選挙の後に「同盟」が「法と正義」(PiS)の連立パートナーになる可能性を示しているかもしれないと報じた。「同盟」は、今や「ポーランド2050」や「左派」をしのぐ第3の政治勢力になっている。世論調査機関カンターパブリックによれば、「同盟」は、主に男性や若年層から支持を得ているという。他方、「同盟」のメン

ツェン共同党首は、2019年の選挙の際に①同性愛者、②ユダヤ人、③妊娠中絶、④EU、⑤税制のないポーランドというプログラムを発表しており、他の野党は警戒を高めている。

#### 最高裁判所法改正案を巡る動向【28日】

28日、ジェチポスポリタ紙は、「法と正義」(PiS)の政治家たちが、今後数か月以内、例えば4月下旬までに、最高裁判所法改正案に関する憲法法院の判決が下されると暫定的に予測していると報じた。同改正案の成立は、欧州復興基金支払いのための「マイル・ストーン」と呼ばれる条件を満たすために必要不可欠とされている。カチンスキPiS党首は、ポーランド国営通信(PAP)のインタビューに応じ、プシウェンプスカ憲法法院長官の任期は来年まで続くと強調し、法律に従って行動しつつ同改正案に関する審理

を行う判事が11名出てくることを願うと述べ、同改正案は合憲であると確信していると付言した。

#### コボスコ「ポーランド2050」副代表のインタビュー記事【28日】

28日、ジェチポスポリタ紙は、コボスコ「ポーランド2050」副代表のインタビュー記事を掲載した。同副代表は、「ポーランド2050」が、イースターの前に「農民党」(PSL)と選挙協力を結ぶ暫定的な合意に達しそうであると述べた。また、同副代表は、すべての野党の支持率が下がっていることに懸念を抱いていると述べ、「同盟」の人気の高まっていることについては、これは39歳以下の男性という特定のグループにとって魅力的な選挙プログラムのおかげであると分析した。

### 外交・安全保障

#### ドゥダ大統領とCIA長官との会談【15日】

15日、ドゥダ大統領は、CIAのウィリアム・J・バーンズ長官と会談し、安全保障の状況について議論した。

#### ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相とパベル・チェコ大統領との会談【16日・17日】

16日、ドゥダ大統領は、パベル・チェコ大統領と会談した。会談では、ウクライナ戦争の文脈でNATO東方を強化する必要性や、7月のNATO首脳会合に向けた準備などの安全保障に関する事項が議論された。また、エネルギー安全保障、観光及び道路輸送分野での二国間協力、ポーランド・チェコ間の高速鉄道開発の見通しについても言及された。翌17日、モラヴィエツキ首相はパベル・チェコ大統領と会談し、主にロシアによるウクライナ侵略に関連する課題について議論した。

#### ラウ外相のベトナム訪問【16日・17日】

16日から17日にかけて、ラウ外相は、ベトナムを訪問した。ベトナムでは、ブイ・タイン・ソン外相との協議を行うとともに、ファム・ミン・チン首相、グエン・ドゥック・ハイ国会副議長への表敬などが行われた。外相協議では、主に経済的・政治的問題を含む二国間協力問題と、国際問題に焦点が当てられた。ラウ外相はまた、ポーランドの大学を卒業したベトナム人と面会した。

#### モラヴィエツキ首相とクブラコフ・ウクライナ復興担当副首相兼地方・国土・インフラ発展大臣との会談【17日】

17日、モラヴィエツキ首相は、ワルシャワを訪問したウクライナのクブラコフ復興担当副首相兼地方・国土・インフラ発展大臣と会談した。会談では、ロシアの侵略に関連するウクライナの現状について話し合

われ、ポーランドがウクライナに対して行った支援の実施状況レビューが実施された。

#### 岸田総理のポーランド訪問【22日】

22日、岸田総理は、ウクライナへの訪問に続きポーランドを訪問し、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ首相と会談した。今回の訪問で岸田総理は、ウクライナに対し軍事支援のみならず人道支援の拠点として最前線に対応するポーランドの姿勢に敬意を表した。また、ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、ポーランドを含む周辺国の負担や脆弱性が増加していることを受けて、ポーランドは経済的に成長を遂げているが、ODA対象国として扱うことを決定した旨述べた。

#### ラウ外相とコーエン・イスラエル外相との会談【22日】

22日、ラウ外相は、ワルシャワで、コーエン・イスラエル外相と会談した。会談では、二国間関係及びロシアによるウクライナ侵略やイスラエル・パレスチナ問題など、国際社会における最も重要な問題について議論された。

#### 韓国製戦車及び自走榴弾砲の追加納入【22日】

22日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、新たなロットとして韓国製のK2戦車5両及びK9A1自走榴弾砲12門がポーランド軍に納入されたことを発表した。これによりポーランド軍は、現時点で合計15両のK2戦車及び48門の自走榴弾砲を運用することになる。

#### ウィリアム英皇太子のポーランド訪問【22日・23日】

22日から23日にかけて、ウィリアム英皇太子がポーランドを訪問した。皇太子は、22日にジェシュフを訪れ、ブワシュチャク副首相兼国防大臣と会った。23日にはドゥダ大統領と会談し、ウクライナと戦うた

めの人道援助について話し合った。ポーランドと英国との関係は、ポーランドに避難したウクライナ避難民に両国が提供した支援の文脈で議論された。

#### モラヴィエツキ首相の欧州理事会参加【24日】

24日、モラヴィエツキ首相は、ブリュッセルで開催された欧州理事会に参加した。同理事会では、ウクライナでの戦争に関連する問題、単一欧州市場の運営における可能な改善、EU諸国が抱える移民の問題などについて話し合われた。ロシアによるウクライナの子供の誘拐、ベラルーシへの制裁延長、欧州の平和のための理論など、ロシアによるウクライナ侵略に関連するトピックは依然として重要であり、議論の最も重要な部分であった。

#### 国際航空ショーが8月に開催予定【24日】

24日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ラドムの空軍基地において「8月最後の週末、ここラドムにおいて国際航空ショー2023が開催される。我々はポーランド空軍の強化を図っており、ショーでは空軍で使用される全ての航空機が展示される予定である。」と述べた。8月26日から27日にかけて5年ぶりに開催されるショーでは、韓国製のFA-50戦闘機がはじめて展示されるほか、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、チェコ、フィンランド、リトアニア、スロバキア、米国から戦闘機等が参加する。

#### ポーランドと英国のウクライナ支援に関するパートナーシップ【27日】

27日、ポーランドと英国は、ロシアによる侵略のために避難するウクライナ人のために、ウクライナ西部リヴィウと東部ポルタヴァに大規模な居住地を建設することを発表し、リヴィウの仮設住宅を正式に引き渡した。これらの施設には、700人以上のウクライナ人が居住する予定である。英国は、ポーランドとの新しいパートナーシップの一環として、最大1,000万ポンドの財政支援を行い、ロシアの攻撃により家を失ったウクライナ人に対して、仮設住宅や電力供給などの支援を行う。同支援は、ウクライナで住宅提供を行うポーランドの既存のプログラムに基づくものであり、既に数万人の方々に住居が提供されている。

#### ポーランド・ルーマニア政府間協議【28日】

28日、ブカレストにおいて、ポーランド・ルーマニアの政府間協議が開催された。モラヴィエツキ首相とチウカ・ルーマニア首相が議長を務めた。同協議では、二国間協力、安全保障問題、穀物価格安定化メカニズムの問題、NATOサミットの準備などが議題となり、また、ロシアによるウクライナ侵略によって引き起こされた経済的影響についても話し合われた。両国は、ロシアからのエネルギー独立、ウクライナへの支援、軍の近代化という3つの主要な目標に向けて団結することを確認した。

## 治 安 等

#### TIKTOKをめぐる動向【27日】

27日、当地報道機関は、同日に開催されるデジタル化評議会において、行政機関職員が所有するモバイル機器でのTIKTOKの使用禁止が勧告される可能性があるとして報じた。また、チェジンスキ首相府デジタル化担当次官は、当地テレビ局とのインタビューにおいて、業務に使用されないソフトウェアを公的な機器で使用することは禁止されていると述べた。

同日、デジタル化評議会において、国有機器からTIKTOKを削除するという内容の勧告がほぼ全会一致で採択された。他方、当該評議会は諮問機関であるため、その勧告には拘束力はないとされている。

#### ロシア情報機関の協力者を更に3名拘束【28日】

28日、ジャリン特務機関調整担当副大臣は、公安庁(ABW)がロシアのスパイネットワークに関与した容疑で3名を拘束したと発表した。容疑者3名は、

ロシアの情報活動及び組織犯罪集団への関与により起訴された。16日、カミンスキ内務・行政大臣兼特務機関調整担当大臣は、ロシア特殊部隊に協力した罪で9名の外国人を拘束したと発表しており、一連の事案による拘束者数は12名となった。

#### ワルシャワにおける週末の公共駐車スペースの有料化に関する報道【29日】

29日、TVN24は、オルシェフスキ・ワルシャワ市副市長が、週末の有料駐車に関する市議からの質問に対し、もしシュロドミシュチェ地区の駐車料金が週末にも適用されれば、年間約2,000万ズロチが市の財源となると回答したなどと報じた。同報道によると、週末の公共駐車スペースを有料化するかどうかについて計画があるわけでもなく、決定されたわけでもないが、制度設計の段階にあるという。

## 経 済

### 経済政策

#### 穀物価格変動に対するポーランド農家の政府批判の高まり【29日】

ポーランドの農家は、穀物価格の危機に対して激

怒しており、穀物生産に対する政府の支援がないことに非難を強めている。問題は激しい価格変動であり、昨年、穀物価格は最高値を記録したが、肥料や

燃料、農作物保護剤のコストが高いものの、ウクライナからの大量穀物輸入によって、穀物価格は逆に低下し、ポーランド農家の財政がさらに悪化する結果となった。2022年の収穫後と現在の穀物価格の差は、収穫後、小麦は1,600ズロチ、菜種は3,200ズロチであったが、現在小麦は800-900ズロチ、菜種は1,600-11,00ズロチの水準にある。

29日、農業・農村開発省は農民組合向けの懇談会を開催し、東部のルブリンとポドカルパツキエ県では穀物1トンあたり250ズロチ、ヴィエルコポルスキ

エ県では150ズロチの補助金を出す提案を出したものの、誰がこの補助金の対象となるべきかという議論になり収拾つかなかった。

ヴォイチェホフスキ農業担当欧州委員は、ブルガリア、ルーマニア、ポーランドの農家に対して、EUの農業予備費から2度目の支払いを開始する案を作成した。この決定には、EU理事会で他の加盟国の同意が必要であり、農業市場共通機構(CMO)委員会の会議での投票で決まることになる。

## エネルギー・環境

### 浮体式LNGターミナル導入見通し【20日】

国営天然ガス輸送事業者 Gaz-System 社長は、グダンスク湾で計画されている浮体式LNGターミナル(FSRU)導入について、9月までに稼働可能なFSRUを1~2基導入することを検討しているが、契約者と使用モデルはまだ決定していないと述べた。当該FSRUにより受け入れるLNGは、グダンスク周辺地域で消費される必要があるため、現在、需要調査を実施していると加えた。

### 欧州委員会、ポーランドのガスパイプライン建設への拠出を決定【22日】

欧州委員会(EC)は、レシニェヴィツェ(Leśniewice)とヴロヌフ(Wronów)を結ぶ253Kmのガスパイプラインの建設に1億2400万ユーロ以上を拠出することを承認した。このパイプラインは、バルティックパイプやシフィノウィシチエ(Świnoujście)のLNGターミナルへの接続を含む幅広いシステムの一部となり、リトアニア、スロバキア、ウクライナとのインターコネクターを通じて、国の中央および南東部への配送や周辺国への輸出を可能にする見込みである。

### エネルギー戦略改正見通し【27日】

当地紙が入手した、現在改正中の2040年までのポーランドエネルギー戦略(PEP2040)によると、ポーランド電力会社は、2040年までに新しい発電設備への投資に約7,300億ズロチ(1,550億ユーロ)を費やす見込みである。2040年の発電電力量の見通しは、洋上風力発電43.7TWh、陸上風力発電34.1TWh、太陽光発電29TWh、大型原子力発電39.6TWh、小型原子力発電15.4TWh、天然ガス火力発電35.5TWh、石炭火力20.3TWh、バイオマスおよびバイオガス14.3TWhとなっている。原案では、これまでPEP2040で考慮されていなかった、小型モジュール炉(SMR)と韓国のKHNPと共同で建設される大型原子力プロジェクトも考慮されている。

なお、現在の案では、古い200MWクラスの近代化を含め、一時的に石炭火力発電所を維持することを想定しているが、2024年に容量市場が終了した後、石炭資産がいかに機能するかについては、説明されていない。最新のスケジュールでは、PEP2040の改訂案は4月4日に閣議決定される予定である。

## 科学技術

### ポーランド民間企業、大学、米企業が研究用マイクロモジュール炉建設に向けたMOCを調印【29日】

ポーランド民間企業(Grupa Azoty Police)、西ポメラニア工科大学、米マイクロモジュール炉(MMR)メーカー(Ultra Safe Nuclear Corporation)は、MMRを備えた研究用原子力発電施設の建設に関するMOCに調印した。

今後6か月間、両者は包括的な研究プログラムを策定し、MMR施設の建設、運用、保守に関する計画を共同で作成する。本契約の当事者によると、原子炉はGrupa Azoty Policeの電力インフラに接続される予定であり、原子炉の研究、試験、最適化、産業施設への統合の機会を提供する。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航

する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

#### **【車両突入型テロ】**

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

#### **【爆弾、銃器を用いたテロ】**

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### **【刃物を用いたテロ】**

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

#### **【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】**

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

### 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

### 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### 旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

### 衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に伴う在外選挙の実施について(令和5年4月)(予定)

#### 1 投票することができる方

##### (1)参議院議員補欠選挙(大分県選挙区)

大分県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

##### (2)衆議院議員補欠選挙

千葉県第5区、和歌山県第1区、山口県第2区または山口県第4区の選挙管理委員会名と衆議院小選挙区が記載されている在外選挙人証をお持ちの方

#### 2 在外選挙の日程

告示日:2023年4月11日(火)(予定)

在外公館投票日(当館の投票日):2023年4月12日(水)(予定)

日本国内の投票日:2023年4月23日(日)(予定)

#### 3 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。皆様にあった投票方法を知るには以下の投票方法のページをご参照ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyc/vote.html>

#### 4 詳細

衆議院議員補欠選挙: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474201.pdf>

参議院議員補欠選挙 <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100474198.pdf>

### [お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

**【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】**

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

**【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】**

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

**【開催中】ファンコン2023「ポーランドコミックコン」【2023年3月31日(金)～4月2日(日)】**

ルブリン市にて、ファンコン2023「ポーランドコミックコン」が開催されます。ポップカルチャーを中心とした日本文化を紹介する総合的なイベントです。入場は有料です。

開催場所: Hala - Targi Lublin, ul. Dworcowa 11, Lublin

詳細: <https://www.fancon.pl/>

**【予定】ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日(土)～30日(日)】**

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催されます。様々な写真展・ワークショップ・コンクールや花見等が実施されます。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny - Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: [www.ogrod-powsin.pl/](http://www.ogrod-powsin.pl/)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([news@mail@wr.mofa.go.jp](mailto:news@mail@wr.mofa.go.jp))